

## 愛媛県県立学校学習用端末等貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛媛県立高等学校及び愛媛県立中等教育学校（以下「県立学校」という。）に在籍する生徒に対する学習用端末等の貸与及びクラウドサービスのアカウント付与（以下単に「貸与」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において学習用端末等とは、県立学校において生徒に貸与し学習活動に使用することを目的として公費で整備した学習用情報端末機器及びその付属品、モバイルルーター並びにクラウドサービスのアカウントをいう。

### (貸与対象者)

第3条 学習用端末等の貸与を受けることができる者は、県立学校（通信制課程を除く。）に在籍する生徒とする。

### (貸与に係る費用)

第4条 学習用端末等の貸与に係る費用は、無償とする。

### (貸与の手続)

第5条 県立学校の長（以下「学校長」という。）は、第3条に規定する貸与対象者となった者から学習用端末等の無償貸与に係る誓約書兼クラウドサービスでの個人情報利用同意書（様式第1号）（以下「同意書」という。）を提出させなければならない。

2 学校長は、前項の同意書の提出を受け、これを適当と認めたときは、必要な条件を付した上で、学習用端末等の貸与を決定するものとする。

### (貸与期間)

第6条 学習用端末等の貸与期間は、貸与を決定した日から貸与を受けた生徒（以下「被貸与者」という。）の卒業認定日前3月以内の学校長が定める日までとする。ただし、学校長は、毎年度当初に、貸与対象者の在学状況を確認の上、当該年度の貸与決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被貸与者が第3条に規定する要件に該当しなくなった場合には、貸与期間は終了するものとする。

### (管理)

第7条 学校長は、貸与の状況を明らかにするために貸与台帳を備えなければならない。

2 学校長は、貸与の状況に変更が生じた場合は、速やかに貸与台帳の記載内容を変更しなければならない。

### (学習用端末等の変更)

第8条 学校長は、必要があると認める場合は、被貸与者に貸与している学習用端末等を変更することができる。

### (被貸与者の責務)

第9条 被貸与者は、学習用端末等について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 被貸与者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 学習用端末等を被貸与者以外の者（被貸与者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- ② 学習用端末等を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- ③ 学習用端末等を改造し、又は装飾等を行うこと。
- ④ 学習用端末等を学習活動以外に使用すること。
- ⑤ 学習用端末等を利用して、被貸与者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
- ⑥ 法令又は公序良俗に反した利用をすること。

④ その他、学習用端末等の貸与の目的及び同意書に記載されている事項に反すること。

3 被貸与者は、学校長から学習用端末等の管理又は使用について必要な指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第10条 被貸与者は、学習用端末等の使用において、次に掲げる経費を負担しなければならない。

① 学習用端末等の充電に係る経費

② 被貸与者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費

(紛失、盗難又は毀損の報告)

第11条 被貸与者は、学習用端末等の全部又は一部の紛失若しくは盗難があった場合又は毀損した場合は、直ちに学校長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、学校長は、その理由が被貸与者の故意又は重大な過失によるものと認められる場合は、修理又は代替品の購入等の学習用端末等の原状回復に要する費用を被貸与者又はその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 被貸与者及びその保護者は、学習用端末等の使用において、被貸与者の責に帰すべき理由により愛媛県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 学習用端末等の使用において、被貸与者の故意又は過失により個人情報の漏洩等の事故が生じた場合は、愛媛県は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消)

第13条 学校長は、第6条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

① 被貸与者が休学、留学又は停学等により、学校長が定める期間を超えて登校しないとき。

② 転学又は転籍により、被貸与者が貸与した県立学校に在籍しなくなったとき又は教育課程等に変更が生じたとき。

③ 被貸与者が第9条の規定に違反したとき。

④ その他、学習用端末等の管理について特別な事情が生じたとき。

(学習用端末等の返却)

第14条 学校長は、第6条に規定する貸与期間の終了日までに、被貸与者から学習用端末等を返却させなければならない。

2 学校長は、前条の規定により貸与を取り消したときは、別に定める日までに学習用端末等を返却させなければならない。

3 被貸与者が、学習用端末等を前2項に規定する返却の期限までに返却せず、また、学校長からの督促にも応じない場合は、学校長は、被貸与者又はその保護者に学習用端末等の価額を請求するものとする。

(教職員の端末使用)

第15条 教職員が学習用端末等を使用する場合は、この規程に定めるもののほか、愛媛県県立学校情報セキュリティポリシー(平成30年4月1日施行)を遵守しなければならない。

(システム管理担当者の配置)

第16条 学校長は、学習用端末等に係るシステム管理担当者を配置しなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。